

賃 貸 借 契 約 書

公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下、「甲」という。）と
（以下、「乙」という。）は、次のとおり賃貸借に関する契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 乙は、甲に対して、この契約の条項に従って愛媛県立医療技術大学公務用ノートパソコン 60 台（搬入及び保守を含む。）の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸料を支払うものとする。

2 機器は、別紙「機器明細書」のとおりとする。

（納品場所）

第3条 機器の納品場所は、愛媛県立医療技術大学事務局とする。

（契約期間）

第4条 賃貸借期間は、令和7年8月1日から令和12年7月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の収入支出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（賃貸借料）

第5条 機器の賃借料は、月額 〃 円（うち消費税及び地方消費税の額 〃 円。）とする。

2 この契約の期間中に乙の責めに帰すべき事由により甲が機器を使用できなかったとき、又は乙がこの契約を解除したときの賃貸借料は、日割り計算によって算定する。

3 賃借料について、賃貸借期間に1か月に満たない端数日を生じた場合には、日割り計算（円未満切捨て）をするものとする。

4 前項の規定による月額賃借料の日割りは、暦日数により行うものとする。

（賃貸借料の支払）

第6条 乙は、甲の使用した当月分の賃借料を翌月10日までに請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、これを翌月末までに支払うものとする。

（支払遅延利息）

第7条 乙は、甲が前条の支払期限内に賃貸借料支払うことができないときは、支払い期限の翌月から起算して支払日までの日数に応じ、支払義務額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく率を乗じた額を遅延利息として甲に請求できるものとする。

（機器の引渡）

第8条 乙は、機器を甲の指定する場所に引渡すものとする。

2 前項の搬入・引渡しに要する経費は、乙の負担とする。

(機器の管理)

第 9 条 甲は、機器の使用及び管理については、善良な管理者の注意を持って行うものとする。

- 2 甲は、機器の使用に際し、乙の提供するソフトウェア以外のソフトウェアをインストールことができる。ただし、これに伴って発生した障害の責任は甲が負うものとする。

(隠れた瑕疵)

第 10 条 乙は、物件の貸付中であっても、その隠れた瑕疵については、手直し、又は取り替えの義務を負うものとする。

(損害賠償)

第 11 条 甲が、自己の責めに帰すべき理由により、物件を滅失又は使用不能（修理不可能）の状態にき損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(甲の解除権)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
 - (2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。
 - (3) 賃貸借契約開始までに機器利用の見込みがないと認められるとき。
 - (4) 業務の実施に関し不正の行為があったとき。
 - (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、賃借料の 10 分の 1 の額を違約金として甲に支払うものとする。
 - 3 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 4 甲は、この契約を解除した場合において、既済の業務のうち分割して引渡しを受ける利益がある部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた部分に相当する賃借料を乙に支払うものとする。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第 13 条 甲は、乙（第 3 号及び第 4 号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
- (4) 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職

員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

（その他の甲の解除権）

第14条 甲は、第12条第1項又は前条第1項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

（乙の解除権）

第15条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときには、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に対し損害の賠償を求めることができる。

（物件の返還）

第16条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条の定めによりこの契約が解除されたときは、物件を速やかに乙に返還するものとする。ただし、乙の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、甲の指示する期日までに物件を撤去しなければならない。

3 物件返還時の撤去費用については、乙の負担とする。

（データの漏洩防止）

第17条 乙は、物件の撤去にあたり、物件のハードディスクに保存されている電子データの漏洩を防止するために必要な措置を行われなければならない。

（物件の故障時の措置）

第18条 甲は、乙に対して、物件の故障修理時において、物件を預ける場合又はハードディスクを交換する場合には、ハードディスクに保存されている電子データの漏洩が行われないよう、乙からデータを漏洩しない旨の確約書を徴する等細心の注意を払わなければならない。

（権利の譲渡）

第19条 乙は、あらかじめ甲の承認を得なければ、この契約上の権利の全部又は一部を、第三者に譲渡することができない。

（契約の費用）

第20条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

（契約外の事項）

第21条 この契約に定めのない事項については、公立大学法人愛媛県立医療技術大学会計規程によるものとし、同規程に定めのない事項、又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

愛媛県伊予郡砥部町高尾田543
甲 公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理 事 長 安 川 正 貴

乙